

瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等の住宅用火災警報器の購入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、同警報器の普及と適正な維持管理を推進し、住宅火災における被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用火災警報器 瀬戸市火災予防条例(昭和37年条例第16号)第29条の3に規定する基準に従い設置された装置で、日本消防検定協会の検査に合格した表示がある新品のものをいう。なお、以下「住警器」という。
- (2) 高齢者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 瀬戸市に住所を有し、瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金(以下「補助金」という。)の申請年度における年齢が満65歳以上となる者
 - イ 瀬戸市に住所を有し、障害者手帳の交付を受けている者。この場合において、その者の障害の種類は、原則として火災発生の感知及び避難が困難な視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由に限るものとする。
 - ウ その他市長が必要と認める者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条第2号に該当する者
- (2) 過去に同一の補助金の交付を受けていない者
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (4) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合、市長に対して補助金を返還することについて了承する者

(5) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者かつ暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有していない者

(6) 住警器購入後に事故等が発生した場合、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、高齢者等が住警器の購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者が居住する世帯につき1回限りとする。
(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、住警器を購入した後、瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金を申請する年度の3月15日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 住警器の購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による検査の結果補助金を交付しないと決定したときは、瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付を決定したときは、同項の申請者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、前条の補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し補助金交付に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。